

本郷町自治会会則

第一章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は「本郷町自治会」と称し、事務所を本郷会館（さいたま市北区本郷町1122-2番地）内に置く。

(会 員)

第2条 本会は本郷町内に居住し、本会の趣旨に賛同する世帯で組織する。

2 本会は、本郷町内の事業所で、本会の趣旨に賛同する事業所を賛助会員とする。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は町内の親睦と和合を図り、明るく住みよい町内とすることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 一 公衆衛生、環境の美化及び公園管理に関すること
- 二 町内の治安、防災及び交通対策に関すること
- 三 親睦のためのレクリエーション及び社会教育に関すること
- 四 地域福祉の増進に関すること
- 五 保健体育の振興に関すること
- 六 青少年の健全育成に関すること
- 七 男女共同参画に関すること
- 八 広報活動に関すること
- 九 本郷会館管理（市からの業務委託による）に関すること
- 十 その他本会の目的達成に関すること

第三章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおき、役員会を構成する。

会長、副会長3名、会計3名（内1名は会館担当）、部長、区長、副区長若干名、会計監査3名

2 役員は、運営委員会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(職 務)

第6条 会長は、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

2 副会長は、互選により会長専任代行並びに自主防災対策本部長代行を務める。

3 区長は、区の代表となり、区内の業務を統括する。副区長は、区長を補佐し、区長事故あるときは代行する。

4 部長は部会を組織し、第3条の目的を達成するための企画立案をなし、その執行を担当する。

(運営委員)

第7条 本会の企画立案に対し、審議議決するため、「運営委員」をおく。

2 運営委員は18名とし、隣組長会で会員中から各区3名を選出する。

3 運営委員長及び副委員長1名は、運営委員の互選により選出する。

(隣組長)

第8条 町内の連絡調整及び事業の執行を図るため、組の代表として「隣組長」をおく。

2 隣組長は、各組隣組内の互選により1名を選出する。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、隣組長はその限りでない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(相談役・顧問)

第10条 本会に相談役及び顧問をおくことができる。

2 相談役及び顧問は学識経験者又は本会に貢献のあった者で、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応ずるほか本会の運営に対して意見を述べることができる。

4 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じる。

5 相談役及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第四章 会 議

(会 議)

第11条 本会に次の会議をおく。

(1)総会 (2)役員会 (3)運営委員会 (4)部会 (5)隣組長会

2 総会、役員会及び隣組長会は、会長が招集する。

3 運営委員会は運営委員長が招集し、部会は部長が招集する。

(総 会)

第12条 総会は、各組1名の代議委員をもって構成し、毎年4月に会長が招集する。

2 総会は、事業計画、予算、事業報告、決算、会則の改正、その他必要な事項を審議議決する。総会成立定数は別に定めないが、議決は出席者の過半数をもって行う。

3 本会は、必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

第五章 組 織

(組 織)

第13条 本会の運営及び事業の推進を図るため、次の部をおく。

総務部、文化部、体育部、自治消防部、環境部、広報部、交通防犯部、青少年育成部、女性部、会館管理部

2 地域防災、公園管理及び募金にかかる事業を行うため、本会に「自主防災対策本部」、「公園管理委員会」及び「募金委員会」をおく。

(分 掌)

第14条 各組織の分掌は、次のとおりとする。

一 各部の分掌は、次のとおりとする。

(1) 総 務 部

- ① 総会の開催に関する事
- ② 隣組長会等の会議の開催に関する事
- ③ 会務一般に関する事
- ④ その他他の部に属さない事項に関する事

(2) 文 化 部

- ① 文化レクリエーションに関する事
- ② 社会文化活動に関する事

(3) 体 育 部

- ① 体育振興に関する事
- ② 健康増進に関する事

(4) 自治消防部

- ① 町内火災出動に関する事
- ② 防火施設等の維持管理に関する事
- ③ 火災予防思想の普及啓発に関する事

- (5) 環 境 部
 - ① 環境衛生活動に関する事
 - ② 町内美化活動に関する事
 - (6) 広 報 部
 - ① 広報紙の発行に関する事
 - ② その他広報活動に関する事
 - (7) 交通防犯部
 - ① 交通安全確保に関する事
 - ② 交通安全施設の維持管理に関する事
 - ③ 交通安全思想の普及啓発に関する事
 - ④ 地域の防犯活動に関する事
 - ⑤ 防犯思想の普及啓発に関する事
 - (8) 青少年育成部
 - ① 青少年育成指導に関する事
 - ② 青少年健全育成活動に関する事
 - (9) 女 性 部
 - ① 男女共同参画社会に関する事
 - ② 地域福祉活動に関する事
 - ③ 高齢者対策に関する事
 - (10) 会館管理部
 - ① 市委託契約に基づく本郷会館の管理運営に関する事
 - ② 市管財課との連絡調整に関する事
- 二 自主防災対策本部の分掌は、次のとおりとする。
- ① 地域自主防災に関する事
 - ② 防災の研究と訓練に関する事
- 三 公園管理委員会の分掌は、次のとおりとする。
- ① 町内公園（7箇所）の管理に関する事
 - ② 公園管理住民ボランティアに関する事
- 四 募金委員会の分掌は、次のとおりとする。
- ① 各種募金の連絡調整に関する事
 - ② 集金に関する事

第六章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金による。会費は月額250円とし、賛助会費は年額5,000円とする。

2 会費の徴収は、隣組長が担当する。賛助会費は区長が担当する。

3 経理の事務は、会計が担当する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 雑 則

第17条 自主防災対策本部は、別に定める規定により運営する。

第18条 その他本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本会則は平成3年4月28日から第18回改正し、平成19年4月29日から実施する。